

健感発第0803001号  
平成17年8月3日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



### 麻しん及び風しんに係る定期の予防接種等に関する留意事項について

平成18年4月1日から予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）に基づく麻しん及び風しんに係る定期の予防接種において乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチンを用いた2回接種が行われることについては、「予防接種法施行令の一部を改正する政令及び予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令の施行について」（平成17年7月29日付け健感発第0729001号本職通知）により周知したところであるが、当該2回接種の導入に当たっては、経過的な措置として、当分の間、下記の事項に御留意の上、接種率の向上が図られるよう、貴職から貴管下市町村に対し周知されたい。

本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言である。

#### 記

##### 1 未接種者に対する積極的勧奨

予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第264号）の施行に伴い、法に基づく麻しん及び風しんに係る定期の予防接種の対象者が改められるところ、麻しん及び風しんの予防接種については、対象者個人の発病又はその重症化を防止するのみならず、その発生及び蔓延を予防し、もって麻しんの国内における根絶を達成するとともに、風しんによる先天性風しん症候群の発生を予防するため、未接種者である対象者に対して、近隣の市町村、関係団体等と十分な連携の下、個別通知その他の方法により、あらゆる機会を通じて、平成18年3月31日までにいずれの予防接種についても接種を受けるよう特に積極的な勧奨を行うこと。

##### 2 麻しん又は風しんのいずれかの予防接種を受けた者等の取扱い

- (1) 平成18年4月1日以降、生後12月から生後24月に至るまでの間にある者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものに対しては、当該者の保護者が風しんの单抗原ワクチンによる予防接種を受けさせることを希望する場合においては、法に基づかない予防接種となるものの、その費用負担については、各市町村において法に基づく予防接種と同等のものとなるよう配慮すること。
  - ア 平成18年3月31日までに麻しんの予防接種を受けたことがあること。
  - イ 風しんの予防接種を受けたことがないこと。
  - ウ 風しんにかかるおらず、かつかかったことがないこと。
- (2) 平成18年4月1日以降、生後12月から生後24月に至るまでの間にある者で

あって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものについても（1）と同様の趣旨により取り扱うこと。

- ア 麻しんにかかったことがあること。
- イ 風しんの予防接種を受けたことがないこと。
- ウ 風しんにかかるおらず、かつかかったことがないこと。

（3）平成18年4月1日以降、生後12月から生後24月に至るまでの間にある者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものに対しては、当該者の保護者が麻しんの単抗原ワクチンによる予防接種を受けさせることを希望する場合においては、法に基づかない予防接種となるものの、その費用負担については、各市町村において法に基づく予防接種と同等のものとなるよう配慮すること。

- ア 平成18年3月31日までに風しんの予防接種を受けたことがあること。
- イ 麻しんの予防接種を受けたことがないこと。
- ウ 麻しんにかかるおらず、かつかかったことがないこと。

（4）平成18年4月1日以降、生後12月から生後24月に至るまでの間にある者であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものについても（3）と同様の趣旨により取り扱うこと。

- ア 風しんにかかったことがあること。
- イ 麻しんの予防接種を受けたことがないこと。
- ウ 麻しんにかかるおらず、かつかかったことがないこと。

### 3 健康被害への対応

2に定める者に対する予防接種については、その対象者数が極めて限られたところ、近年の健康被害救済認定の状況（別紙参照）に照らしても、予防接種による健康被害が生ずることは極めてまれであると推定されるが、仮に発生した場合には、次に掲げる事項に御留意の上、円滑な接種に努められたいこと。

- （1）法に基づかない麻しん又は風しんの予防接種による健康被害についても、その健康被害が独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成14年法律第192号）第4条第6項に規定する医薬品の副作用によるものであり、かつ、被害者が同法第16条第1項各号に定める者に該当する場合には、同条第2項第2号に該当する場合を除き、同法に基づく副作用救済給付が行われるものであり、法に基づかない予防接種による健康被害については、市町村が損害保険制度に加入する場合には、当該損害保険による給付等の対象となり得ること。
- （2）法に基づかない麻しん又は風しんの予防接種であって市町村が費用負担を行うものに係る健康被害への対応（当該予防接種に協力する医師の責任を含む。）については、「予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部等の施行について」（昭和52年3月7日付け衛発第186号厚生省公衆衛生局長通知）の例によるものであること。

(別紙)

健康被害救済認定状況(平成12年度から平成16年度)

年 度	麻しんワクチン	風しんワクチン
平成12年度	7件	3件
平成13年度	4件	2件
平成14年度	4件	3件
平成15年度	3件	2件
平成16年度	3件	0件